

拝啓先般末代表者を通じて種々御懇談致し候通り當會社も去る
二月より總この方面に緊縮改革の方法を試み来り候も^{結果の不承を察しし御座候}終續す御座候
得ざる窮乏に際し姑息常套の手段を以てしては全然作不能に墜
入る可きに付き茲に日給減額を断行せざる可からざる不幸に逢
遇致し候は御互に遺憾とする處に御座候
一日給は参割を減す

但し最低額は老日貳拾五銭とす

二割五分加給後前の通り

二、半月皆勤賞與及定期昇給の既定は当分中止とす

三、作業成績に依る材料品節約の利益は割増金とす

四、施行期日は十一月二十日とす

誠に御氣の毒千萬に候へ共此の際會社と共に存共栄の實を擧ぐる
爲め忍み難きを忍み分量を以て御承知相成度此故御通知候也
猶御都合上減額に対し御不満の方には此際奈何とも存手態はござ

おる次第に付退職を願ふより他に方法無之候条左記條件御諒知
相成度候

一、承認の方は十一月二十日迄に印章携帶御来社あるのみ又は書面
を以て御通知の事

二、十一月二十日迄に承認の御通知なき方は退職と看做し別に解
雇の通知を發せず

三、既定の退職手當受領は十一月二十一日より五日以内印章携帶
出社の事

十一月十七日

東亜鍍金合資會社

右及申(通)報候也